

論文の内容の要旨

論文題目 20世紀初頭の中国における教育改革の展開（1902—1916）——近代学制の施行とその実態——

氏 名 周 東怡

本稿では、「欽定学堂章程」（1902年）、「奏定学堂章程」（1904年）、「普通教育暫行辦法」と「普通教育暫行課程標準」（1912年）、そして1912年から1913年にかけて完成され「壬子・癸丑学制」の実施とその改訂を軸に、20世紀初頭の中国における教育改革の歴史的変遷を検討した。特に中央政府による学制の制定と内容の変化や、地域を中心とした新式教育の萌芽と進展といった制度化の過程に注目したのみならず、これまで多くの先行研究で指摘されてきた「日本モデル」に対する再検討、実際に教育改革の直接の影響を受けることとなった教育現場にいる「人」の視点から見た教育改革の展開、および清末学制と民国初期学制との連続性と変化、という3つの問題意識を立てて、政策、地域社会、人物の間の相互作用という視角から、中国における新式教育の展開と実態を個別に考察してきた。

本文は5つの章によって構成されている。第一章では、「欽定学堂章程」と「奏定学堂章程」における「読経講経」科目の内容と設置背景を分析することによって、「日本モデル」という論点を再検討した。この2つの章程において、四書・五経などの儒教経典を読む「読経講経」科目の授業時間が初等教育と中等教育の毎週授業時間の4分の1から3分の1ほどを占めていたことから、その重要性は容易に想像できる。

この科目の設置には、当時張之洞や康有為の思想が大きく影響していた。張之洞は中体西用思想に基づき、経学を中国の根本とみなしていた。康有為も孔教運動を推進しており、それを尊孔思想へと発展させており、儒教教育による国家体制の維持を図ろうとする思想的潮流は存在していた。

清朝内部的要素があった一方で、「読経講経」科目の設置には日本が大きく関連していた。明治政府は体制変化にともなう社会不安を抑えるため、徳川時代から発展してきた儒教を「教育勅語」に取り込み、思想的規範として秩序と統治を維持させようとした。同時期に日本視察を行った清朝の官僚・文人たちも日本の儒教重視の姿勢を見て、大いに啓発された。加えて、日清戦争後の「清国保全論」に基づき、日本は清末の教育改革に積極的に関与しようとし、雑誌などにも清末の教育改革に関する文章が多数掲載されていた。その中で、清朝の新たな教育制度において儒教経典と孔教思想を採用し、思想的規範とすべきである提言が多く出された。即ち、「日本モデル」とされる清末の近代学制の中に唯一日本学制を模倣せず中国的特色を有する「読経講経」科目も、実際に日本から多くの影響を受け、設置されたのであった。

さらに、1906年に出された「教育宗旨」における「忠君」と「尊孔」という2つの項目も、日本の儒教や孔教思想重視が関連していたと思われる。伝統的かつ中国の固有の思想である「忠君」と「尊孔」が新しい意味を付与され、民衆に国家という概念を養成させる手段として期待されたことが見て取れる。

第二章では劉大鵬、朱峙三、張綱という3人の下層士人の日記の分析を通して、伝統士人の科挙の廃止に対する反応および対応を論じた。劉大鵬、朱峙三、張綱の3人は科挙廃止に対してそれぞれ異なる反応を示していたが、そこには実は生計を立てるという共通の行動心理が伏在していた。この共通点は彼らに科挙の廃止という重大な転換点を乗り越えようと促し、新式教育の展開に適応し、新たな発展へと導いた。

また、士人たちの生計と関連して、「読経講経」科目の設置が科挙の廃止によってもたらされた衝撃を緩和していたことを指摘した。3人の日記からは、士人たちが確かに科挙廃止後に経学科の教員へと転身していたことがわかる。師範学堂はカリキュラムの4分の1を占める「読経講経」科目によって入学者をひきつけただけでなく、その科目を教える教員として経書に通暁する儒者たちをも吸収した。すなわち、「読経講経」科目は伝統士人たちの次の進路を確保する役割を果たしていた。

第三章では第二章に引き続き、地域社会と人物に着目しつつ、上述した3人の日記を用い、新式教育の展開に対する士人たちの異なる対応を分析した。劉大鵬は新式教育に対し批判的姿勢を持っており、実際に新式学堂にも入学することも、その設立にも参与しなかった。そして朱峙三も学堂の振興にあまり参与していなかったが、生計を立てるため新式教育の展開に積極的に対応し、その教員になりたいとの熱望を持ち、師範学堂に入学した。ただし、朱峙三は修業年限が長く、すぐに教職に就けないと不満を漏らしたことから、師範学堂の成立に託された理想と現実との差が見て取れる。それに対して、張綱は地元の学堂振興に前向きにかかわろうとした一方、難渋する経費工面をめぐる地方士人間の争いなど、新式教育が地方社会にもたらした問題と苦境に困惑していた。要するに、この3人の事例から、一部の伝統士人は新式教育の導入を直接受け入れ、新たな政策や未来の方向性に適応できるよう尽力していたことが窺える。これによって、各地域社会における新式教育の普及の実態のみならず、その展開に関する当時の人々の反応を分析する糸口が得られたといえる。

続いて、第四章では小学堂章程を例に、1909年と1910年の2回の改訂について、その修正の内容および修正に含まれる意義を考察し、また、1906年に始まった立憲運動を背景に設置されるようになった簡易識字学塾についても論じた。

1904年に公布された「奏定小学堂章程」が実施された際、現実との乖離が浮き彫りになったため、実施から5年後の1909年と1910年に2度にわたって改訂が行われた。この2回の改訂によって、初等小学堂の必修科目と授業時間が減少したのである。その原因は章程が各地方で規定通りに履行されず、教員不足が存在した状況を修正されるための改訂でもあった。その一方、学部は当時最も議論をよんだ「読経講経」科目を廃止することはなかったが、初等小学堂の「読経講経」科目の内容と授業時間を減らし、高等小学堂のその授業時間を維持しながら内容を調節しており、小学堂教育（あるいは初等教育）において「読経講経」科目の内容を一層合理的かつ十全に整備しようとした。

また、簡易識字学塾はもともと立憲予備計画の中においては識字率向上を目的とした施設であり、小学教育の補助機関として見なされた。そして各地方の積極的な推進によって急速に発展し、特殊な時代性および役割は十分に発揮されていたと言えよう。

最後に第五章では、清末の近代学制と民国初期の「壬子・癸丑学制」との間に存在した連続性と変化を、民国初期の制度変更や「教育宗旨」の制定と修正、およびその背景にある思想から究明した。民国初期の「壬子・癸丑学制」で定められた小学校課程は、科目の種類や、授業の時間と授業内容の面で、清末学制と極めて類似していた。さらに、民国初期の「壬子・癸丑学制」の教育課程は1904年の「奏定学堂章程」ではなく、1910年の改訂をほぼ模範したものであった。これまでは、民国初期の「壬子・癸丑学制」の修業年限が清末の「奏定学堂章程」より短縮されたことが大きな変化だと見なされてきた。しかしながら、初等小学堂の修業年限が1910年にすでに5年間から4年間に改訂され、さらに、民国成立前夜の1911年の時点で高等小学堂の修業年限の短縮についても、すでに教育改革の重要課題になっていたことから、民国初期で行われた「壬子・癸丑学制」の修業年限の短縮は、清末時点の構想が実施されたという連続性を強く物語るものであった。

そして1912年と1915年の「教育宗旨」を1906年の「教育宗旨」と比較した場合、「実利主義教育」と「軍国民教育」は清末の「教育宗旨」の「尚実」と「尚武」を受け継いだものであり、さらに1911年に朝野が軍国民教育と実業教育を提唱していたこともあり、清末学制の流れを受けて、民国政府が必要に応じて、その意義を拡大させたことが明らかになる。なお、「尊孔」と「法孔孟」、および「公民道德教育」の項目はともに清末と民国の「教育宗旨」に思想的準則を提供する役割を果たした。1906年の「教育宗旨」でいう「忠君」と1915年のそれでいう「愛国」も一見した矛盾するが、これらは清末と民国の「教育宗旨」がともに教育によって愛国心を養成しようとした表れだったと見ることもできる。したがって、民国初期の「壬子・癸丑学制」と「教育宗旨」は、清末における学制の改訂作業と1911年時点ですでに提示されていた構想を民国になって

実施に移したものであり、両時期における連続性が確認できる。

結論として、1、清末の近代学制における中国的特色を有するといわれてきた「読経講経」科目の設置も、明治日本からの影響を受けた。この科目の設置により、中国において儒教が近代学制において思想的役割を担うという新たな時代的意義を付与させた。2、新式教育の展開に対する士人たちの反応を分析し、心理的葛藤や適応努力、新式教育への積極的な参与といった特徴を解明したことで、統計数字から読み取れない、新式教育が導入・実施された最前線での状況に迫ることが可能となった。3、民国初期の学制は清末の近代学制と連続性があった。特に諸課程の内容と各時期の「教育宗旨」の分析を通し明らかにした。